

国立研究開発法人防災科学技術研究所 の次期中長期目標・計画の策定に関して

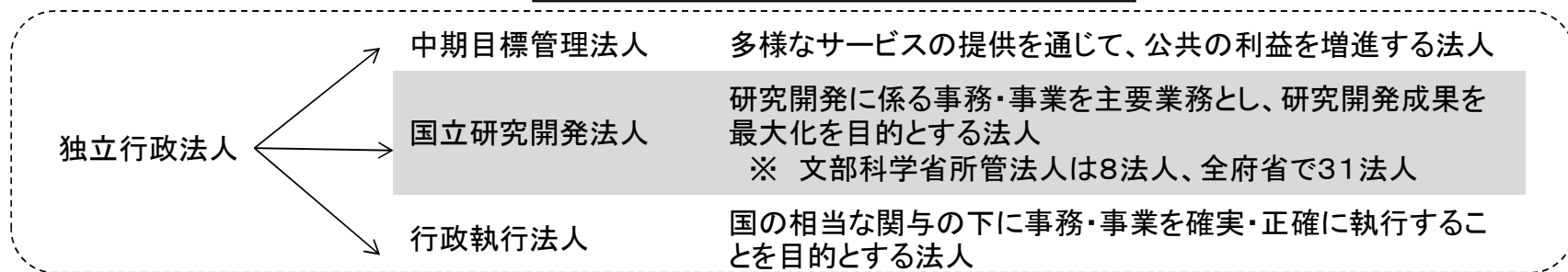
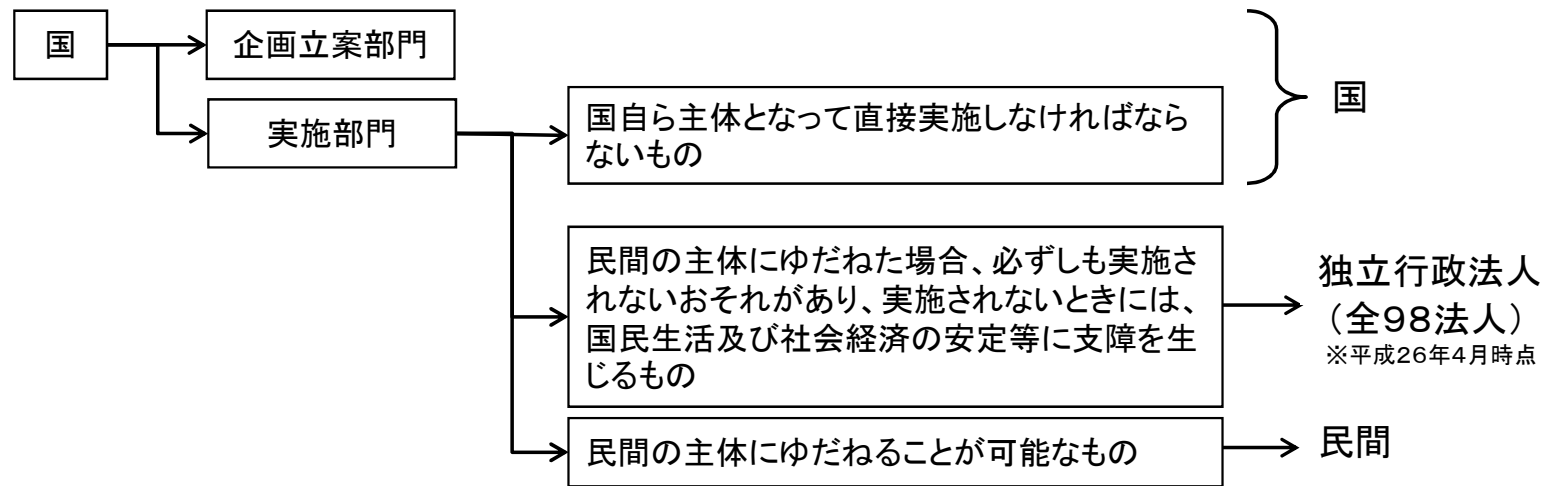
平成27年11月

文部科学省 研究開発局 地震・防災研究課

国立研究開発法人制度について

資料1

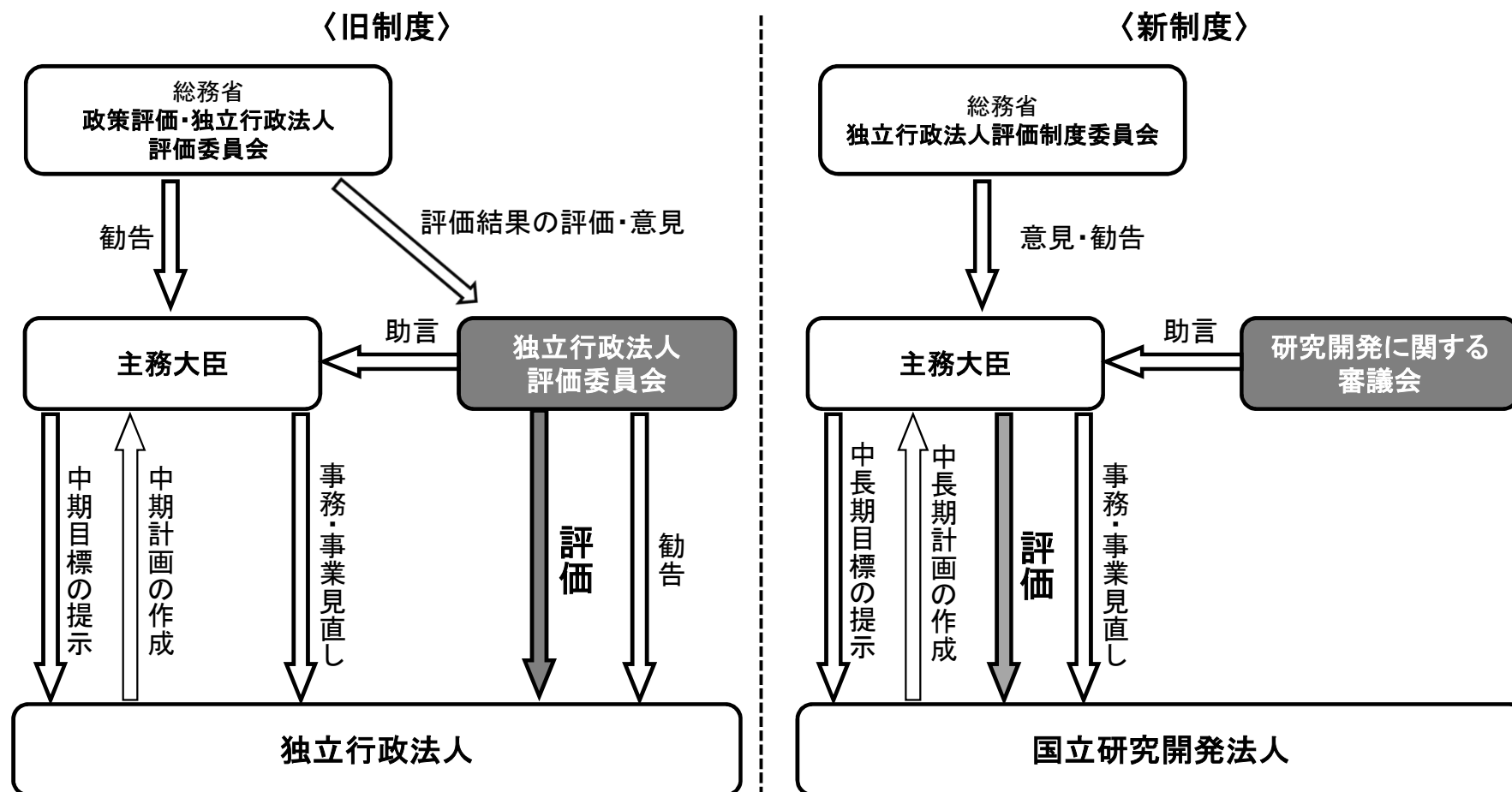
- 独立行政法人は、公共上、確実に実施されることが必要な事務・事業のうち、国が直接実施する必要はないが民間の主体にゆだねると実施されないおそれがあるものなどを実施。
- 平成27年4月からは、研究開発の長期性、不確実性、予見不可能性、専門性との特性から、他の独法とは異なる目標管理規律の必要性が認識され、研究開発を主たる事業とする独立行政法人が、新たに「国立研究開発法人」と位置づけられることとなった。
- 国立研究開発法人には、研究開発の特性を踏まえ、独立行政法人とは異なる法制上の措置が与えられる。



独立行政法人評価の制度改革

資料1

- 評価主体が独立行政法人評価委員会から主務大臣へ（同委員会は廃止）
- 主務大臣の評価等に当たって助言する機関として、『研究開発に関する審議会』を新設



国立研究開発法人制度に係る新旧制度の比較

(独法通則法改正の主なポイント)

参考

資料1

現行制度

新制度（国立研究開発法人）

法人類型

独立行政法人(全法人一律の性格)

国立研究開発法人
(他に中期目標管理法、行政執行法人が類型化)

目的

効率的かつ効果的

研究開発の最大限の成果を確保すること

目標期間： 3～5年

目標期間： 5年～7年

目標記載内容： サービスその他業務の
質の向上 等

目標記載内容： 研究開発の成果の最大化その他
業務の質の向上 等

目標策定
・
業績評価

評価主体： 独法評価委員会(外部有識者)

評価主体： 主務大臣

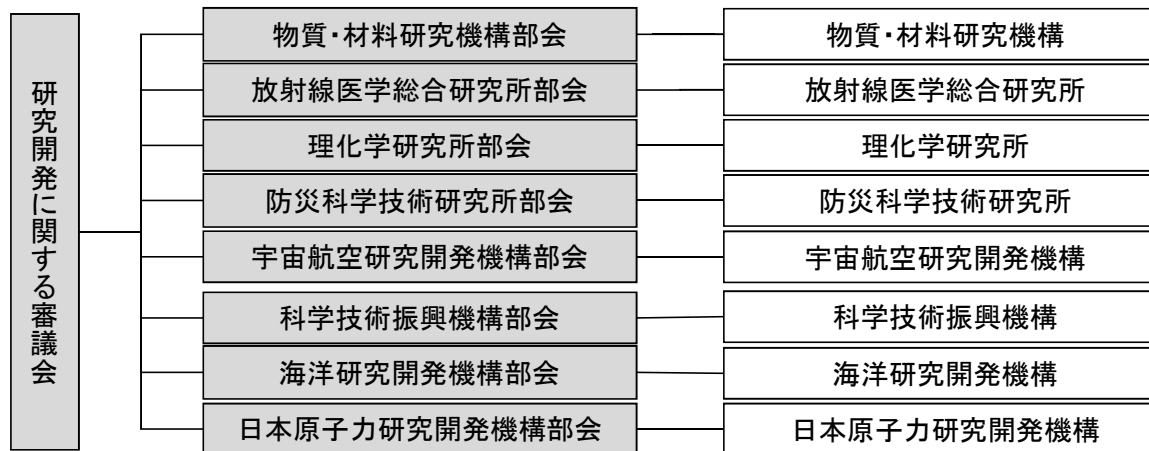
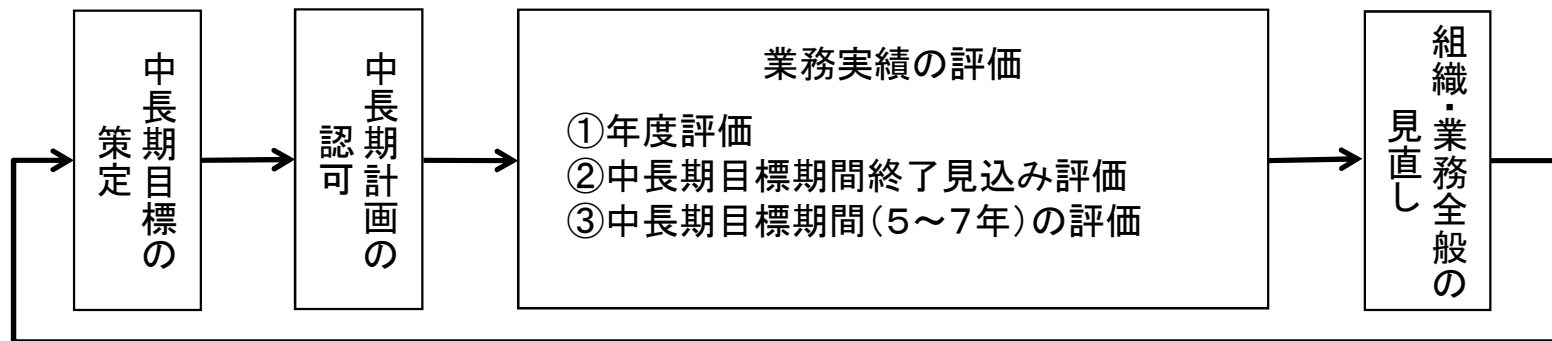
(国立研究開発法人に限り、主務大臣が、専門的観点から
研究開発審議会(仮称)の意見を聴くこととされている)

総合科学技術・イノベーション会議の関与

(目標策定・評価の指針に対し、国立研究開発法人に係る指針
案を示し、総務省が策定する指針に適切に反映)

研究開発に関する審議会(仮称)について

- 先般の改正独法通則法(平成27年4月施行予定)に基づき、各所管府省に新設。
- 国立研究開発法人**に関して、①中長期目標の策定、②中長期計画の認可、③業務実績の評価、④組織・業務全般の見直しに当たって、**科学的知見・国際水準等に即して主務大臣に助言**。



※ 委員数 : 総会 16~20人
: 各部会(8) 8~10人

※ 外国人委員
海外からの視点も取り入れた審議体制を構築
(改正通則法により、特例的に全委員の5分の1の人数まで、外国人委員の任命も可能に。)

研究開発に関する審議会のスケジュール(イメージ)

	文部科学大臣	国立研究開発法人審議会	防災科学技術研究所部会
平成27年 4月		総会① 立上げ(審議会運営規則の決定等)	
6月末	法人から自己評価書の提出		
7月			部会①～③ 業務の実績評価 組織・業務の見直し
8月中旬	<ul style="list-style-type: none"> 業務の実績評価の決定 組織・業務の見直しの決定 	総会② 業務の実績評価 組織・業務の見直し	
	総務省委員会:目標期間の見 込み評価結果のみ点検		部会④～⑥ 新中長期目標(案) 新中長期計画の原案
平成28年 1月上旬	<ul style="list-style-type: none"> 新中長期目標案決定 	総会③ 新中長期目標(案)	部会⑦ 新中長期目標(案)(評価軸) 新中長期計画の原案
	総務省委員会が点検	総会④ 新中長期目標(案)(評価軸) 新中長期計画の原案	
2月下旬	<ul style="list-style-type: none"> 新中長期目標の決定 ⇒ 大臣から法人に指示 		
3月末まで	<ul style="list-style-type: none"> 新中長期計画の認可 		

(注) 組織・業務の見直し:独法通則法第35条により、中期目標の期間の終了時まで、当該中期目標管理法の業務の継続又は組織の存続の必要性その他その業務及び組織の全般にわたる検討を行うこととされている。

審議会の進め方(イメージ)

組織・業務の見直し／中長期目標／中長期計画

※ 平成27年度は、物質・材料研究機構、放射線医学総合研究所、防災科学技術研究所のみの対応

① 法人・文部科学省が、案を作成する。

※ 案を作成する主体は以下の通り。いずれの場合も、文部科学省・法人が十分意思疎通を図って作成することとなる。

- ・ 組織・業務の見直し: 文部科学省が作成
- ・ 中長期目標 : 文部科学省が作成
- ・ 中長期計画 : 法人が作成(文部科学省は認可)

② 審議会の法人担当部会が、案について、法人・文部科学省からヒアリングを行い、意見を取りまとめる。

③ 審議会の総会において、法人担当部会の部会長から、案に対する意見の報告を受けて、審議会としての意見を決定する。

※ これまで独立行政法人評価委員会で行われていた業務方法書の認可、財務諸表の承認、剰余金の用途の承認等に関する委員への意見聴取は研究開発審議会では行わない方針。

※ 具体的な審議の進め方は、審議会・部会において決めることとなる。

研究開発審議会に期待される役割

- ・ 国立研究開発法人については、研究開発の持つ長期性、不確実性、予見不可能性、専門性といった特性を踏まえた目標設定・評価を行うことがより一層求められることとなっている。
- ・ そのため、研究開発審議会は、研究開発領域や、研究開発に係る国際動向、法人のマネジメント等のご知見・ご経験を生かして、国立研究開発法人に係る目標策定・評価等が、科学的知見や国際的水準等に即したものとなるよう、文部科学大臣の判断を補佐していただくために設置されたものである。
- ・ 研究開発審議会には、国立研究開発法人において、その第一の目的である「研究開発成果の最大化」と、「適正、効果的かつ効率的な業務運営の確保」とを両立した運営がなされるよう提言を行っていただくことを期待している。
- ・ また、審議にあたっては、
 - ・ 研究開発は、機械的に効率性を図るだけでは「研究開発成果の最大化」を促すことにはならないことから、質的・量的、科学技術的・経済的・社会的、国際的・国内的、短期的・長期的な観点から総合的にご検討をしていただくほか、
 - ・ 研究開発は、創造的な業務であり、例えば、必ずしも時間に応じた直線型的な事業の進捗、成果の創出等が期待できないことへご配慮いただくとともに、
 - ・ 法人に対する意見のほか、国の国立研究開発法人に関する制度運用の改善についてもご検討いただくなど、
国立研究開発法人の機能強化に向けて、積極的な貢献をお願いしたい。